

# *In depth*

## 2018年に適用される 新しいIFRSに関する 実務ガイド

March 2018



# はじめに

2017年3月以降、国際会計基準審議会 (IASB) は以下を公表しています。

- IFRS第17号「保険契約」
- IFRS第9号「金融商品」の修正; 負の補償を伴う期限前償還要素
- IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の修正; 関連会社および共同支配企業に対する長期持分
- IAS第19号「従業員給付」の修正; 制度改訂、縮小または清算
- IFRIC第23号「法人所得税務処理に関する不確実性」

本ガイドは、これらの新しい修正と解釈指針に加え、それらより前に公表された2018年1月1日に発効となる基準および修正について要約しています。

本ガイドは、IFRSに基づく財務諸表の作成者、利用者および監査人が利用できるように作成しています。またそれぞれの基準、修正、解釈指針を発効日、早期適用の可否、2018年3月1日現在の欧州連合 (EU) における承認状況で分類した早見表を含めました。本ガイドは、これらの変更による影響(一部の企業においては重要なものとなる可能性がある)の概要を示し、企業が影響を受けるかどうかを理解して検討を開始するのに役立ちます。また本ガイドは、新しいプロセスやシステムあるいは追加的なガイダンスが必要になる可能性のある領域を識別して、より効果的に計画を立てるのに役立ちます。

改訂基準／基準／解釈指針	発効日	早期適用	EUの承認状況 (2018年3月1日現在)	ページ
<b>2018年1月1日発効</b>				
IFRS第9号「金融商品」	2018年1月1日以後開始する事業年度	可能	承認済み	11
IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」	2018年1月1日以後開始する事業年度	可能	承認済み	15
IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の修正 —IFRS第15号の明確化	2018年1月1日以後開始する事業年度	可能	承認済み	17
IFRS第2号「株式に基づく報酬」の修正 —株式に基づく報酬取引の分類および測定	2018年1月1日以後開始する事業年度	可能	承認済み	6
IFRS第4号「保険契約」の修正 —IFRS第9号「金融商品」のIFRS第4号「保険契約」 への適用	2018年1月1日以後開始する事業年度	可能	承認済み	4
IAS第40号「投資不動産」の修正 —投資不動産の振替	2018年1月1日以後開始する事業年度	可能	未承認	8
年次改善 2014年-2016年サイクル —IFRS第7号、IAS第19号およびIFRS第10号に 関するIFRS第1号「国際財務報告基準の初度適 用」の修正およびIAS第28号「関連会社及び共同 支配企業に対する投資」の修正	2018年1月1日以後開始する事業年度	可能	承認済み	23
IFRIC第22号「外貨建取引と前払・前受対価」	2018年1月1日以後開始する事業年度	可能	未承認	25
<b>2019年1月1日発効</b>				
IFRS第16号「リース」	2019年1月1日以後開始する事業年度	可能(ただしIFRS 第15号も適用され ていることが条件)	承認済み	19
IFRS第9号「金融商品」の修正 —負の補償を伴う期限前償還要素	2019年1月1日以後開始する事業年度	可能	未承認	13
IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する 投資」の修正 —関連会社および共同支配企業に対する長期持分	2019年1月1日以後開始する事業年度	可能	未承認	9
IAS第19号「従業員給付」の修正 —制度改訂、縮小または清算	2019年1月1日以後開始する事業年度	可能	未承認	10
年次改善 2015年-2017年サイクル —IFRS第3号「企業結合」 IFRS第11号「共同支配の取決め」 IAS第12号「法人所得税」 IAS第23号「借入コスト」	2019年1月1日以後開始する事業年度	可能	未承認	24
IFRIC第23号「法人所得税務処理に関する不確実性」	2019年1月1日以後開始する事業年度	可能	未承認	27
<b>2021年1月1日発効</b>				
IFRS第17号「保険契約」	2021年1月1日以後開始する事業年度	可能(ただしIFRS 第15号および IFRS第9号も適用 されていることが 条件)	未承認	21

# 目次

<b>1. 改訂基準</b> .....	<b>4</b>
IFRS第9号「金融商品」のIFRS第4号「保険契約」への適用－IFRS第4号「保険契約」の修正 .....	4
株式に基づく報酬取引の分類および測定－IFRS第2号「株式に基づく報酬」の修正 .....	6
投資不動産の振替－IAS第40号「投資不動産」の修正 .....	8
関連会社および共同支配企業に対する長期持分－IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の修正.....	9
制度改訂、縮小または清算－IAS第19号「従業員給付」の修正 .....	10
<b>2. 新基準</b> .....	<b>11</b>
金融商品－IFRS第9号 .....	11
負の補償を伴う期限前償還要素－IFRS第9号「金融商品」の修正.....	13
顧客との契約から生じる収益－IFRS第15号.....	14
IFRS第15号の明確化－IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の修正.....	17
リース－IFRS第16号.....	19
保険契約－IFRS第17号.....	21
<b>3. 年次改善 2014年-2016年サイクル</b> .....	<b>23</b>
<b>4. 年次改善 2015年-2017年サイクル</b> .....	<b>24</b>
<b>5. IFRIC第22号</b> .....	<b>25</b>
外貨建取引と前払・前受対価 .....	25
<b>6. IFRIC第23号</b> .....	<b>27</b>
法人所得税務処理に関する不確実性.....	27

本資料は、PwC Global が発行した『In depth – New IFRSs for 2018』の日本語翻訳版であり、その英語オリジナル版は以下から入手可能です。

[https://inform.pwc.com/s//informContent/1848025603151800#ic\\_1848025603151800](https://inform.pwc.com/s//informContent/1848025603151800#ic_1848025603151800) (インターナショナル[INT]サイト)

なお、英語オリジナル版に含まれる「3.Transision requirements when applying IFRS9, 15, 16 and 17」は本翻訳版には含めておりません。

# 改訂基準

## IFRS第9号「金融商品」のIFRS第4号「保険契約」への適用

### IFRS第4号「保険契約」の修正

#### 発効日

2018年1月1日以後開始する事業年度に適用。  
早期適用は認められる。

EUの承認状況  
承認済み。

#### 論点

本修正は、IFRS第9号「金融商品」と現在開発中の保険契約の新基準の発効日が異なることに対する保険会社の懸念に対応するものです。IFRS第4号の修正は、保険会社に2つのアプローチ、すなわち特定の要求事項を満たす企業に対するIFRS第9号適用の一時的な免除（報告企業レベルでの適用）および「上書きアプローチ（overlay approach）」を提供しています。いずれのアプローチも適用は任意となります。

IFRS第4号（現在公表済みの修正を含む）は、保険契約の新基準に置き換わります。そのため、IFRS第9号適用の一時的な免除と「上書きアプローチ」は、保険契約の新基準の発効時にその適用が中止される見込みです。

#### 主な規定

##### IFRS第9号適用の一時的な免除

2021年1月1日より前に開始する事業年度について、IFRS第4号の修正は、保険会社に対して、IFRS第9号を適用する代わりに国際会計基準（IAS）第39号「金融商品：認識及び測定」を引き続き適用することを認めています。当該取り扱いは、保険会社の「支配的活動が保険に関連する」場合に認められます。この免除は、報告企業レベルでのみ適用できます。「支配的活動が保険に関連する」かどうかを評価するために、2つのテストを実施しなければなりません。両方のテストに合格した場合に限り、保険会社の「支配的活動は保険に関連する」とみなされます。

最初に、保険会社は、IFRS第4号の範囲に含まれる契約から生じる負債の帳簿価額が負債全体の帳簿価額合計に比べて重要かどうかを評価します。

次に、保険会社は、保険に関連する負債の帳簿価額の合計をその負債全体の帳簿価額の合計と比較します。IFRS第4号の範囲に含まれる保険契約から直接生じる負債に加え、保険に関連する負債には、以下が含まれます。

- IAS第39号を適用して、純損益を通じて公正価値で測定する非デリバティブの投資契約負債
- 保険会社が保険および非デリバティブの投資契約を発行したことにより、またはこれらの契約から生じる義務を履行したことにより、生じる負債

2番目のテストは、評価で得られたパーセンテージが90%を超えている場合、または、80%超90%以下で、保険会社が保険に関連しない重要な活動に従事していない場合、のいずれかの場合に合格します。

この評価は、2016年4月1日の直前の年次報告日時点の帳簿価額に基づいて行われます。一部の状況下では、再評価が要求されるか、または許容されます。

## 上書きアプローチ

IFRS第9号では、特定の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定しなければなりません。IFRS第4号では、保険契約に関連する負債は、取得原価に基づいて測定される場合が多くあります。このミスマッチによって、純損益にボラティリティが生じます。「上書きアプローチ」を使用することにより、特定の適格金融資産についてその影響が取り除かれます。このような金融資産について、保険会社は、IFRS第9号のもとで純損益に計上される金額と、IAS第39号のもとで純損益に計上されていたであろう金額との差額を、純損益からその他の包括利益に振り替えることが認められます。

金融資産が「上書きアプローチ」の指定に適格となるのは、IFRS第9号では純損益を通じて公正価値で測定されるものの、IAS第39号ではそのように測定されない場合です。さらに、当該資産は、IFRS第4号の範囲に含まれる契約に関連しない活動に関して保有しているものであってはなりません。指定されていた金融資産がもはや適格性の要件を満たさなくなった場合（例えば、資産が転用され企業の銀行活動に関連して保有されることとなった、または、企業が保険会社としての業務を中止したなどの理由により）には、そのような資産の指定の取り消しを行わなければなりません。その場合、当該金融資産に関連するその他の包括利益累計額の残高は、純損益に振り替えられます。

「上書きアプローチ」は遡及的に適用されます。そのため、指定された金融資産の公正価値とその帳簿価額の差額は、その他の包括利益累計額の期首残高に対する調整として認識されます。同様の論理により、上書きアプローチの使用を中止する場合、企業は、利益剰余金の期首残高を、その他の包括利益累計額残高の分、調整します。

## 影響

IFRS第9号適用の一時的な免除および「上書きアプローチ」により、企業が保険契約の新基準の前にIFRS第9号を適用する場合に生じ得る、純損益における一時的なボラティリティを回避することができます。さらに、企業は、一時的な免除を使用することにより、短期間に2度も大きな会計処理の変更を行う必要がなく、そして、IFRS第9号の分類および測定の実務事項の適用時に、保険契約の新基準の影響を考慮することができます。

保険会社である子会社を含む企業集団は、このIFRS第9号適用の一時的な免除が報告企業レベルでのみ適用できることに留意しなければなりません。また、企業集団が全体としてIFRS第9号適用の一時的な免除に適格でない場合、適格な保険子会社はその個別財務諸表に引き続きIAS第39号を適用することができますが、連結の目的上、当該子会社はIFRS第9号に基づく財務情報を作成しなければなりません。さらに、いずれのアプローチにおいても、重要な追加的開示が要求されることにも留意しなければなりません。



## 株式に基づく報酬取引の分類および測定

### IFRS第2号「株式に基づく報酬」の修正

#### 発効日

2018年1月1日以後開始する事業年度に適用。  
早期適用は認められる。

#### EUの承認状況

承認済み。

#### 論点

本修正は、現金決済型の株式に基づく報酬および源泉税についての「純額決済」の要素を有する持分決済型の株式に基づく報酬の会計処理に対応しています。

#### 影響

本修正は、現金決済型の株式に基づく報酬の測定基礎および株式に基づく報酬の分類を現金決済型から持分決済型に変更させる条件変更の会計処理を明確化します。また本修正は、IFRS第2号の原則に対する例外を導入し、事業主が株式に基づく報酬に関連した従業員の納税義務に係る金額を源泉徴収して、当該金額を税務当局に支払うことを義務付けられている場合には、報酬の全体を持分決済型として取り扱うことを要求します。

#### 考察

##### 現金決済型の報酬の測定

IFRS第2号では、IFRS第13号に基づく「公正価値」を持分決済型の株式に基づく報酬の測定基礎とすることはできません。しかし、現金決済型の株式に基づく報酬に関連した「公正価値」の定義が定められていなかったため、これまでは実務の不統一がありました。本修正は、現金決済型の報酬の公正価値は、持分決済型の報酬に用いられる公正価値と首尾一貫した基礎に基づいて決定しなければならないことを明確化しています。株式市場に基づく業績条件および権利確定条件以外の条件は「公正価値」に反映されますが、株式市場条件以外の業績条件および勤務条件は

権利確定が見込まれる報酬の数の見積りに反映されます。

この変更は、株式市場条件以外の条件に基づいて報酬の権利が確定する(または権利が確定しない)場合に、最も大きな影響を与えます。過去には、現金決済型の報酬の公正価値はIFRS第13号のガイダンスを用いて算定され、勤務条件および株式市場条件以外の権利確定条件が満たされる確率を反映するという議論がありました。本修正は、勤務条件および株式市場条件以外の権利確定条件は公正価値の測定において考慮に入れるべきではないことを明確化しています。

##### 現金決済型の報酬の条件変更

IFRS第2号には、持分決済型の報酬に現金選択権を追加する条件変更の会計処理に関するガイダンスが含まれていますが、現金決済型から持分決済型へと分類を変更させる条件変更の会計処理に関するガイダンスは含まれていませんでした。

現金決済型の報酬の条件変更は、公正価値の測定に即時に反映されます。持分決済型の報酬に追加された価値の増分は残りの権利確定期間にわたって認識され、価値の減少は考慮されません。本修正は、現金決済型の報酬の価値と分類の両方を変更することになる条件変更の会計処理に対応し、特に、当該変更が適用される順序を明確化するものです。

本修正は、価値の変動を、分類変更よりも先に会計処理することを要求しています。現金決済型の報酬を再測定する場合、認識した差額を損益計算書に計上してから、再測定した負債を資本に再分類します。

### 純額決済の要素を有する報酬

税法または規制が、事業主に対し、従業員が株式に基づく報酬に基づいて受け取る権利を得る株式の一部を源泉徴収し、報酬について納付すべき税金を税務当局に送金することを要求する場合があります。本修正によってIFRS第2号の結論の根拠に追加されたパラグラフでは、IFRS第2号は、そのような報酬を納税のための現金決済型の要素と従業員に対して純額で発行される株式である持分決済型の要素に分割することを要求しようとしていたことを記しています。しかし、本修正は、当該報酬の全体を持分決済型として扱うことを要求する例外規定を追加しています。税務当局への現金支払は、持分決済型の報酬の一部として取り扱われます。この例外規定は、株式に基づく報酬に関連する従業員の納税義務を超えて源泉徴収を行う資本性金融商品には適用されません。

税務当局への現金支払は、株式に基づく報酬に関する費用として認識された金額を大幅に上回る場合があります。本修正は、企業が財務諸表利用者に対して将来キャッシュ・フローに関する情報を提供する必要がある場合には、源泉徴収義務に関して税務当局への支払うと見込まれる金額の見積りを開示しなければならないと述べています。

### 影響を受ける企業

従業員に対して株式に基づく報酬を有する企業は、今回の変更が企業の会計処理に影響を与えるかどうかを検討する必要があります。特に、以下の契約を有する企業はその影響を受ける可能性が高いでしょう。

- 業績条件を含む現金決済型の株式に基づく報酬
- 納税義務に関する純額決済の要素を含む持分決済型の報酬
- 持分決済型に分類が変更された現金決済型の株式に基づく報酬

本修正は、2018年1月1日以後に開始する事業年度から適用され、早期適用も認められます。経過措置は、事実上、本修正が適用開始日現在で未決済の報酬、または適用開始日以降に発生した条件変更に応用されると規定しており、また、過年度修正を要求していません。「純額決済される報酬」の負債から資本への分類変更による損益計算書への影響はありません。すなわち、認識された負債は調整されることなく資本に再分類されることになります。

本修正は、事後的判断を用いず、すべての修正に対して遡及的な取扱いが可能な場合に限り、遡及適用することができます。



## 投資不動産の振替

### IAS第40号「投資不動産」の修正

#### 発効日

2018年1月1日以後開始する事業年度に適用。  
早期適用は認められる。

#### EUの承認状況

本資料公表時点では未承認。

#### 論点

本修正は、投資不動産への振替または投資不動産からの振替をどのような場合に行うのかを明確化しています。

#### 影響

IAS第40号の修正によって、投資不動産への振替または投資不動産からの振替を行うには、用途変更が必要であることが明確化されました。不動産に用途変更が生じているのかどうかを判定するために、不動産が投資不動産の定義を満たしているかどうかを評価しなければなりません。またこうした用途変更は証拠によって裏付けられる必要があります。IASBは、用途変更を行う意図のみでは、振替を裏付けるのに十分ではないことを確認しました。

この論点が生じたのは、用途変更の証拠はあるものの、その証拠が基準の列挙している証拠に含まれていない場合に、企業は建設中または開発中の不動産を棚卸資産から投資不動産に振り替えるかについて、混乱があったからです。このため、基準にある証拠のリストは、網羅的なものではなく、本基準の原則を解説するのを助けるものであるとされました。また、完成した不動産の振替だけでなく、建設中または開発中の資産が例に含まれました。

IASBは経過措置に関して以下の2つのオプションを提供しています。

1. 将来に向かったの適用。分類変更する不動産から生じるあらゆる影響は、適用初年度の期首利益剰余金の調整として取り扱われることとなります。また、このオプションが選択された場合には特別な開示が要求されます。
2. 遡及的適用。このオプションは適用に事後的判断を伴わない場合にのみ選択が可能です。

## 関連会社および共同支配企業に対する長期持分

# IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の修正

### 発効日

2019年1月1日以後開始する事業年度に適用。  
早期適用は認められる。

### EUの承認状況

本資料公表時点では未承認。

### 論点

投資者は、関連会社または共同支配企業に対する純投資の一部を構成する、関連会社または共同支配企業に対する長期持分（例えば、優先株式または長期貸付）を有する場合があります。国際会計基準審議会（IASB）は、これらの長期持分がIFRS第9号の範囲に含まれるかどうか、またIFRS第9号の減損の要求事項が適用されるかどうかを明確化するよう要請されました。

### 考察

IASBは、IAS第28号の狭い範囲の修正を公表し、関連会社または共同支配企業に対する長期持分（持分法が適用されないもの）をIFRS第9号に基づき会計処理しなければならないことを明確化しました。これにはIFRS第9号の減損の要求事項も含まれます。また、その設例も提供されています。

本修正は、2019年1月1日以後開始する事業年度に適用され、早期適用が認められます。

## 制度改訂、縮小または清算

### IAS第19号「従業員給付」の修正

#### 発効日

2019年1月1日以後開始する事業年度に適用。  
早期適用は認められる。

#### EUの承認状況

本資料公表時点では未承認。

#### 論点

国際会計基準審議会 (IASB) は、2018年2月7日、制度改訂、縮小または清算に関する会計処理について、国際会計基準 (IAS) 第19号「従業員給付」のガイダンスの修正を公表しました。

本修正は、以下の事項を企業に要求します。

- 制度改訂、縮小または清算後の残りの報告期間の当期勤務費用及び利息純額の計算において、更新された仮定を使用する
- 資産上限額の影響により積立超過を過去に認識していなかった場合であっても、積立超過の減少はすべて、過去勤務費用または清算損益の一部として純損益に認識する

#### 影響

確定給付制度の期間または加入資格の変更は、結果として制度改訂、縮小または清算をもたらす可能性があります。IAS第19号は、企業に対して、いかなる過去勤務費用または清算損益の金額も、変更前後の確定給付負債の純額を再測定することにより、現在の仮定および制度資産の公正価値を用いて変更時に算定することを要求しています。

通常、当期勤務費用および利息純額は、事業年度の開始時に算定された仮定を用いて計算されます。しかし、確定給付負債の純額が、過去勤務費用または清算損益を算定するために再測定される場合、残りの報告期間における当期勤務費用または利息純額は、その制度資産と同じ仮定および同じ公正価値を用いて再測定されます。これにより、制度改訂、縮小または清算後の期間に純損

益に計上されていたであろう金額が変更することになるため、確定給付負債の純額がより高い頻度で再測定されることを意味することになります。

制度改訂、縮小または清算により、積立超過が減少または消滅し、資産上限額の影響が変動する可能性があります。過去勤務費用または清算損益は、IAS第19号に従い算定され、純損益に認識されます。債務の決済や追加の給付の提供に使用されてきた積立超過が回収されるため、取引の実態が反映されます。資産上限額の影響は、その他の包括利益 (OCI) に認識され、純損益には再分類されません。本修正の影響は、これらの影響が相殺されないことを確認するものとなります。

#### 影響を受ける企業

本修正は、確定給付制度の期間や加入資格を変更する企業で、当該確定給付制度が過去勤務費用または清算損益を含むような場合に影響を与えることとなります。

本修正は、2019年1月1日以後開始する最初の事業年度の開始日より後に発生した、制度改訂、清算または縮小に対して将来に向かって適用されます。

# 新基準

## 金融商品

### IFRS第9号

#### 発効日

2018年1月1日以後開始する事業年度に適用。  
早期適用は認められる(詳細は下記を参照)。

EUの承認状況  
承認済み。

#### 論点

IASBは、2014年7月、IAS第39号のガイダンスを置き換える、IFRS第9号「金融商品」の完全版を公表しました。この最終基準には、金融資産と金融負債の分類および測定に関する要求事項が含まれています。また、現行の発生損失減損モデルに代わる予想信用損失モデルも含まれています。さらに、2013年11月に公表されたIFRS第9号の最終的なヘッジ会計も含まれています。

#### 主な規定

##### 分類および測定

IFRS第9号には、負債性金融商品について、償却原価、その他の包括利益を通じて公正価値(FVOCI)および純損益を通じて公正価値(FVPL)の3つの分類カテゴリーがあります。IFRS第9号に基づく負債性金融商品の分類は、金融資産を管理する企業の事業モデル、ならびに、契約上のキャッシュ・フローが元本および元本残高に対する利息の支払いのみ(SPPI)を表しているかどうかによって決定されます。企業の事業モデルとは、キャッシュ・フローを生み出して価値を創出するために、企業が金融資産を管理している方法のことをいいます。すなわち、キャッシュ・フローが契約上のキャッシュ・フローの回収、金融資産の売却、またはその両方によって生じるかは、企業の事業モデルによって決定されることになります。

負債性金融商品が契約上のキャッシュ・フローの回収のために保有されている場合、SPPI要件も満たしていれば、この商品は償却原価に分類されます。負債性金融商品が、SPPI要件を満たし、資産の契約上のキャッシュ・フローの回収と資産の売却の両方のために保有されている場合、この商品はFVOCIに分類されます。新たなモデルでは、FVPLは残余のカテゴリーとなります。したがって、金融資産は、FVOCIまたは償却原価の要求事項を満たさない場合に、FVPLに分類されることになります。事業モデルの評価にかかわらず、測定または認識の不整合(「会計上のミスマッチ」)を除去または大幅に低減する場合、企業は金融資産をFVPLに指定することができます。

##### 予想信用損失

IFRS第9号は、減損損失の認識に、予想信用損失(ECL)モデルという新しいモデルを取り入れています。ECLモデルは、IAS第39号のガイダンスからの変更となり、金融危機の間に生じた発生損失モデルに対する批判に対処しようとするものです。この新しい規定の適用により、企業は、信用減損していない金融資産の当初認識時に、12か月のECLに相当する初日の損失(営業債権については全期間のECL)を計上しなければならないこととなります。IFRS第9号には、当初認識後の金融資産の信用度の変化に基づいた「3ステージ」アプローチが含まれています。資産は、信用度の変化に

より3つのステージを移動しますが、それぞれのステージによって、企業による減損損失の測定方法や実効金利法の適用方法が異なります。信用リスクが著しく増大した場合、減損は12か月のECLではなく全期間のECLを用いて測定されます。このモデルには、リースおよび営業債権について、実務上の便宜のための単純化されたアプローチが含まれています。

##### 開示

損失評価引当金の期首残高から期末残高への調整表、仮定とインプット、IAS第39号による従来の分類カテゴリーからIFRS第9号による新しい分類カテゴリーに移行する際の調整表など、広い範囲の開示が要求されています。

##### ヘッジ会計

##### ヘッジ有効性テストおよびヘッジ会計の適格要件

IFRS第9号は、ヘッジの有効性に関する要求事項を緩和し、この結果、ヘッジ会計の適用の幅が広がっています。IAS第39号の下では、ヘッジは将来および過去の期間の双方において極めて有効であることが必要です(すなわち、将来テストおよび過去テストにおいて、その結果が80%–125%の範囲でなければなりません)。IFRS第9号は、この明確な線引き(ブライトライン)に替えて、ヘッジ対象とヘッジ手段との間の経済的関係、そしてリスク管理目的で実際に企業が使用して

いる比率と同じ「ヘッジ比率」の要求事項を導入しています。ヘッジの非有効部分は、引き続き純損益(P&L)に計上されます。そして、企業は引き続きタイムリーな文書化を要求されています。ただし、IFRS第9号の下で文書化しなければならぬ情報は従来と異なります。

### ヘッジ対象

新しい要求事項では、主に、経済合理性のあるヘッジ戦略がヘッジ会計の適格要件を満たすことを妨げている現行の制限を削除することによって、ヘッジ対象として適格となる項目が変わりました。以下はその例です。

- 非金融商品のリスク要素は、個別に識別し、また信頼性をもって測定することが可能であることを条件に、ヘッジ対象に指定できます。非金融商品の価格全体のうち、ひとつの構成要素のみ(例えば、ジェット燃料価格エクスポージャーの原油価格要素など)をヘッジしている企業にとっては、より多くのヘッジ取引に対してヘッジ会計が適用可能となると考えられるため、良いニュースといえます。
- 合成エクスポージャー(すなわち、デリバティブを含むエクスポージャー)をヘッジ対象にすることが可能です。
- IFRS第9号は、マクロヘッジは取り扱っていないものの、項目グループのヘッジをより柔軟にしています(マクロヘッジについては、今後、別の討議資料にて取り扱われる予定です)。財務担当者は、通常、類似するリスク・エクスポージャーをグルーピングし、純額ポジション(例えば、外貨建の予定購入と予定売上)の純額のみをヘッジします。IAS第39号では、このような純額ポジションをヘッジ対象に指定することはできませんが、IFRS第9号は、企業のリスク管理戦略と適合する場合には、純額ポジションのヘッジを認めています。ただし、ヘッジ対象の純額ポジションが予定取引で構成されている場合、為替リスクのヘッジについてのみ純額ベースのヘッジ会計が利用可能です。

- IFRS第9号は、その他の包括利益(OCI)を通じて公正価値で測定するものに指定した資本性金融商品については、純利益に影響を与えないにもかかわらずヘッジ会計を認めています。

### ヘッジ手段

IFRS第9号は、一部のヘッジ手段の使用に関わる規定を、次のように緩和しています。

- IAS第39号の下では、買建オプションの時間的価値が、公正価値ベースで純利益に認識されており、これが純利益に重要な変動をもたらすことがあります。IFRS第9号は、買建オプションを保険契約と類似するものとみなし、したがって、当初の時間的価値(すなわち、アット・ザ・マネーまたはアウト・オブ・ザ・マネーのオプションに対して一般的に支払われるプレミアム)は、ヘッジ期間にわたり(例えば、棚卸資産の6か月間の公正価値ヘッジなど、ヘッジ対象が期間に関係している場合)、あるいは、ヘッジ対象取引が純利益に影響を与える時点(例えば、予定購入取引のヘッジなど、ヘッジ対象が取引に関係している場合)のいずれかにて、純利益に認識されなければなりません。時間的価値に関連するオプションの公正価値の変動は、すべてOCIに認識されます。
- オプションに対する会計処理と同様の会計処理を、先渡契約の金利要素や金融商品の外国為替ベース・スプレッドにも適用することができます。これにより、純利益の変動が軽減されるはずですが。
- IAS第39号の下では、非デリバティブの金融商品は、為替リスクのヘッジにのみ利用が認められていました。IFRS第9号では、非デリバティブの金融商品が純利益を通じて公正価値で会計処理される場合には、為替リスクのヘッジ以外の場合でも、ヘッジ手段として使用することができます。

### 会計処理、表示および開示

IAS第39号のヘッジ会計に関わる会計処理および表示の要求事項は、IFRS第9号においてほとんど変更されていません。

ただし、企業は、キャッシュ・フロー・ヘッジにおいて非金融商品を当初認識する際に、資本に累積していた利得および損失を、当該非金融商品の帳簿価額に振り替えることが要求されます。IAS第39号の下でもこの処理は許容されていましたが、利得および損失をそのまま資本に累積することも選択できました。新基準の下では、追加的な開示が必要となります。

### 金融負債の自己の信用リスク

ヘッジ会計には関連しませんが、IASBはIFRS第9号を修正し、(公正価値オプションに指定した金融負債から生じる)企業自身の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動をOCIに認識するという要求事項を企業が早期適用することを可能にしました。これは、IFRS第9号の他の要求事項を適用しなくとも、適用可能です。

### 発効日および経過措置

IFRS第9号は、2018年1月1日以後開始する事業年度に適用されます。早期適用は認められます。IFRS第9号は遡及的に適用しなければなりません。比較情報の修正再表示は要求されていません。企業がIFRS第9号の早期適用を選択する場合、その要求事項のすべてを同時に適用しなければなりません。

### 考察

IFRS第9号は、すべての企業に適用されます。しかし、金融機関、あるいは償却原価またはFVOCIで測定される金融資産の大規模なポートフォリオを有する企業などが、とりわけECLモデルによって、大きな影響を受けることになります。これらの企業にとっては、できる限り早い時期に新基準の影響を評価することが重要です。新しいECLモデルの導入は困難を伴い、信用管理システムに重要な修正を行わなければならない場合があります。IASBは、新しいECLモデルの適用という最も困難な側面に取り組むため、適用に関する移行リソースグループを新設しました。



# 負の補償を伴う期限前償還要素

## IFRS第9号「金融商品」の修正

### 発効日

2019年1月1日以後開始する事業年度に適用。  
早期適用は認められる。

### EUの承認状況

本資料公表時点では未承認。

### 概要

当該修正には以下の2つの論点が含まれます。

- どの金融資産を償却原価で測定できるか。  
当該修正は、特に一部の期限前償還可能な金融資産について、修正前のIFRS第9号に従った場合よりも多くの資産を償却原価で測定することを認めています。当該修正は、銀行およびその他の金融サービス企業に最も大きな影響を与えることが見込まれます。一般事業会社には概ね歓迎されるでしょう。
- 金融負債の条件変更をどのように会計処理するか。当該修正は、それらの条件変更の大部分が結果として利得または損失の即時認識をもたらすことを確認しています。これは、国際会計基準(IAS)第39号に基づく現行の一般実務からの変更であるため、借入金の条件を変更したすべての業種の企業に影響を与えるでしょう。

すべての企業は、IFRS第9号の適用に向けたプロジェクトにおいて、どの資産および取引が影響を受けるか、または影響を受ける可能性があるかを識別しなければなりません。当該修正の適用には重要な判断が要求される可能性があるため、影響を受ける(可能性のある)資産および取引を早期に識別することをお勧めします。

### 負の補償を伴う期限前償還要素

#### 論点

IASBは、IFRS第9号に対する狭い範囲の修正を公表し、企業が負の補償を伴う期限前償還可能な金融資産の一部を償却原価で測定できるようにしました。当該修正の影響を受ける資産(一部の貸付金および負債性証券等)は、IFRS第9号の修正がなかったならば、純損益を通じて公正価値(FVTPL)で測定されていたでしょう。

負の補償は、借手が契約条件により契約の満期前に金融商品を早期償還することを認められているものの、早期償還される金額が元本および利息の未払金額を下回る場合に発生します。しかし、償却原価測定に適格となるためには、負の補償<sup>1</sup>は「契約の早期終了に対しての合理的な補償」でなければなりません。

このような合理的な補償の一例は、関連するベンチマーク金利の変動の影響を反映した金額です。しかし、IFRS第9号では、「合理的な補償」が定義されていないため、このテストを満たすかどうかの評価には重要な判断が要求される可能性があります。

さらに、償却原価測定に適格となるためには、資産は「回収するために保有される」事業モデルで保有されていなければなりません。

<sup>1</sup> すなわち、元本および利息の期限前償還金額と未払金額の差額



## 影響

当該修正は、財務諸表作成者に歓迎される可能性が高いでしょう。実務では、以下に示すような、多くの種類の負債性金融商品に潜在的な負の補償を伴う期限前償還要素が存在します。

- 期限前償還オプションが、偶発事象(トリガー・イベント)の発生(例えば、貸付金の担保の売却または価値の下落)を条件としている場合
- 期限前償還オプションが、契約の一方の当事者のみまたは両当事者によって保有されている場合
- 期限前償還が(特定の状況において)許容または要求されている場合
- 期限前償還の算定額が異なる可能性のある場合。多くの場合、期限前償還が「契約の早期終了に対する合理的な補償」であるテストを満たすかどうかの判定には判断が要求される。

## 発効日

当該修正は、2019年1月1日以後開始する事業年度から、すなわち、IFRS第9号の発効日より1年遅く適用されます。早期適用が認められているため、企業は、IFRS第9号を初めて適用するときに、当該修正を適用することができます。ただし、欧州連合(EU)域内の企業が早期適用する場合には、EUの承認を受けなければなりません。

### 金融負債の条件変更—IFRS第9号における会計処理の変更の確認

予想されていたとおり、IASBは、IFRS第9号の下で金融負債の条件変更の会計処理を確認しました。すなわち、償却原価で測定される金融負債が、条件変更されたものの認識の中止が生じない場合、利得または損失を純損益に認識しなければなりません。利得または損失は、当初の契約上のキャッシュ・フローと条件変更後のキャッシュ・フローとの差額を、当初の実効金利を用いて割り引くことにより計算されます。これは、すべての企業、特に、現在、IAS第39号に従って利得の認識と損失の認識に異なる方針を適用している企業に影響を与えます。

## 顧客との契約から生じる収益

### IFRS第15号

#### 発効日

2018年1月1日以後開始する事業年度に適用。  
早期適用は認められる。

#### EUの承認状況

承認済み。

#### 論点

2014年5月、IASBは漸く、コンバージェンスされた収益認識に関する基準を公表しました。この新しい基準により、一部の業界において重要な変更が生じる可能性があり、また、ほぼすべての企業において一定レベルの変更が生じる可能性があります。

#### 影響

この新しい基準は、IFRSを適用する多くの企業に影響を与えることとなります。また、現在業種別ガイダンスに従っている企業は、最も大きな影響を受けるでしょう。以下では、新基準への移行にあたり、企業に最も重要な課題が生じる可能性のある領域の一部を要約しています。

#### 支配の移転

収益は、顧客が財またはサービスの支配を獲得したときに認識されます。顧客は、財またはサービスの使用を指図し、その財またはサービスからの便益を獲得する能力を有する場合に支配を獲得します。支配の移転は、リスクと経済価値の移転と必ずしも同じではなく、また今日考えられている利益稼得過程の結果とも必ずしも同じではありません。また企業は、収益を一定期間にわたり認識すべきか、一時点で認識すべきかの判断にあたり、新しいガイダンスを適用する必要があります。

#### 変動対価

企業は、特定の将来事象が発生するかしないかによって変動する対価を受け、財またはサービスを提供することに合意する場合があります。そのような例としては、返金を受取る権利、業績ボー

ナス、ペナルティー等があります。現在、これらの金額は、多くの場合、不確実性が解消されるまで収益として認識されません。しかし今後は、変動対価の見積りは、見積りが変更された際にその金額が重大な収益の戻入れとならない可能性が非常に高い場合には、取引価格に含まれます。経営者は、変動対価全額がこの規準を満たさない場合であっても、その一部(最小限の金額)がこの規準を満たしているかどうかを検討する必要があります。この一部の金額が、財またはサービスが顧客に移転されたときに収益として認識されます。このことは、現在すべての不確実性が解消されるまで変動対価を計上していない多くの業界の企業に影響を与える可能性があります。経営者は、各報告期間にこの見積りを再評価し、それに合わせて収益を調整する必要があります。

また、変動対価が売上高ベースまたは使用量ベースのロイヤリティである知的財産のライセンスについては、狭い範囲の例外規定があります。

#### 独立販売価格の比率に基づく取引価格の配分

単一の取決めにおいて複数の財またはサービスを販売している企業は、その対価を独立販売価格の比率に基づきそれぞれの財またはサービスに配分しなければなりません。この配分は、企業がそれぞれの財またはサービスに対して単独で顧客に請求するであろう価格に基づきます。

## ライセンス

企業の知的財産を顧客にライセンスを供与する場合には、当該ライセンスが一定の期間にわたり移転するか、あるいは一時点で移転するかを決定することが必要になります。一定の期間にわたり移転するライセンスは、ライセンス期間を通じて存在する企業の知的財産へのアクセスを顧客に認めるものです。一時点で移転するライセンスは、ライセンスを供与した時点で存在した企業の知的財産を使用する権利を顧客に認めるものです。ライセンスが供与された時点で収益を認識するためには、顧客が、知的財産のライセンスの使用を指図し、ライセンスからの残りの便益のほとんどすべてを獲得できなければなりません。本基準には、企業がこのような評価を行うにあたって参考となるいくつかの例が含まれています。

## 貨幣の時間価値

一部の契約には、顧客あるいは企業に対して（明示的あるいは黙示的に）重大な資金提供の便益を提供するものがあります。これは、企業による履行と顧客による支払の時期が大幅に異なる可能性があることによります。契約に重大な金融要素が含まれる場合、企業は取引価格に貨幣の時間価値について調整しなければなりません。本基準は、このガイダンスの適用にあたって一定の例外と、財またはサービスの移転と支払との間が1年未満の場合に企業が貨幣の時間価値を考慮しないことを許容する実務上の便法を設けています。

## 契約コスト

企業では、しばしば契約の獲得あるいは履行のためのコスト（販売手数料あるいは搬入活動など）が発生することがあります。一定の要件を満たす契約コストは、資産計上され、収益が認識されるにつれて償却されます。場合によっては、より多くのコストが資産計上されることが予想されます。また経営者は、本基準の適用時点で完了していない契約にかかる契約コストの会計処理方法を検討することも必要になります。

## 開示

認識された収益および既存の契約から将来に認識されると見込まれる収益の両者についての洞察を提供するために、より広範な開示が要求されています。また、計上する収益を決定するために、経営者が行った重要な判断および当該判断の変更についての定量的情報および定性的情報が提供されることとなります。

## 発効日および経過措置

IFRS第15号は、2018年1月1日以後開始する事業年度より適用されます。早期適用は認められません。企業は、表示されている過去の各報告期間に本収益基準を適及的に適用する（完全適及アプローチ）か、または、適及適用して本基準の適用開始による累積的影響を適用開始日に資本の部に計上する（修正適及アプローチ）かのいずれかの方法を用いることができます。企業が本基準を完全適及することを選択している場合、いくつかの実務上の便法を適用することができます。

## 考察

### 今すぐ最終準備に入りましょう

企業は、IFRS第15号の発効日前に、収益契約の主要条件を識別し、自社の会計処理に与える影響を判断していなければなりません。また企業は、収益の測定の判断および新しい開示の作成に必要な情報を入手するためのシステムおよびプロセスを導入していなければなりません。

## IFRS第15号の明確化

# IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の修正

### 発効日

2018年1月1日以後開始する事業年度に適用。  
早期適用は認められる。

EUの承認状況  
承認済み。

### 論点

本修正には、履行義務の識別、知的財産のライセンスの会計処理および本人か代理人か(収益を総額表示するか純額表示するか)の検討に関するガイダンスの明確化が含まれます。これらのガイダンスの各項目に関連して、設例の新規追加や修正がなされています。また、IASBは新収益基準への移行に関連する実務上の便法も追加しています。本修正は、2018年1月1日以後開始する事業年度に発効し、早期適用が認められます。

本修正はIFRS第15号の核となる原則を変更するものではありませんが、IFRS第15号における複雑な側面のいくつかを明確化しています。本修正は、多くの企業に影響を与える可能性があります。経営者はIFRS第15号の影響を評価するにあたり本修正を考慮することが必要です。

### 影響

#### 履行義務の識別

本修正は、契約における約束が「別個(distinct)」の財またはサービスであるために区分して会計処理することが求められると判断する際のガイダンスを明確化しています。本修正は、財またはサービスが契約上の他の約束から「区分して識別可能(separately identifiable)」かどうかを判断するために、設例などにより具体的に示し、その目的が、企業の約束の性質が顧客に対する個々の財およびサービスの移転なのか、個々の財またはサービスをインプットとして結合させたものの移転なのかを判定することである点を明確化しています。

### 知的財産のライセンス

ライセンスのガイダンスに関する修正は、知的財産のライセンスから生じる収益を「一定の期間にわたり(over time)」認識すべきか、「一時点で(point in time)」認識すべきかを明確化するものです。知的財産に著しく影響を与える活動を企業がやっているの見込まれるときには、収益は一定の期間にわたって認識しなければなりません。本修正では、(a)企業の活動が知的財産の形態または機能性を変更すると見込まれる場合、または(b)知的財産から顧客が便益を得る能力が実質的に企業の活動から派生または企業の活動に依存している場合(例:ブランド名あるいはロゴ)には当該活動が知的財産に著しく影響を与えるという点を明確化しています。

また本修正は、売上高ベースまたは使用量ベースのロイヤルティに係る収益に関して、どのような場合に知的財産のライセンスに係る収益認識のガイダンスを適用するかについても明確にしています。このガイダンスは、当該ライセンスが支配的な項目である場合にのみ適用されます。

#### 本人か代理人かの検討のガイダンス

IASBは、契約上の本人は、財またはサービスを顧客に移転する前に、その財またはサービスを支配しているということを明確化しています。本修正は、支配の原則と指標との関係、判定における「会計単位」、ならびにサービス提供などにおける支配の原則の適用方法を明確化するため、対象を限定して改善を行っています。また、支配の指標の構成を見直し、企業が代理人である場合の指標ではなく、本人である場合の指標を提示するとともに、指標のうち2つ(「企業の対価

が手数料の形式によるもの」および「企業が信用リスクにさらされていない」)を削除しています。

### **経過措置に関する実務上の便法**

本修正は、経過措置を簡素化するため、追加的に実務上の便法を導入しています。1つ目の便法は、企業が(財務諸表に)表示する最も古い期間の期首または適用開始日(修正遡及アプローチにおける追加的な選択肢)において、その日付より前の契約変更に関する会計処理において、事後の判断(hindsight)の使用を認めるものです。2つ目の便法は、企業が基準を完全遡及することを選択している場合に、(財務諸表に)表示する最も古い期間の期首現在に完了した契約について修正再表示を行わないことを選択できるとするものです。さらにIASBは、修正遡及アプローチを適用する企業が完了した契約の実務上の便法を取りやめることを認めています。

## **考察**

### **今すぐ最終準備に入りましょう**

企業は、IFRS第15号の発効日前に収益契約の主要条件を識別し、自社の会計処理に与える影響を判断していなければなりません。また企業は、収益の測定の判断および新しい開示の作成に必要な情報を入手するためのシステムおよびプロセスを導入していなければなりません。

## リース

# IFRS第16号

### 発効日

2019年1月1日以後開始する事業年度に適用。  
早期適用は認められる(ただしIFRS第15号も適用されていることが条件)。

EUの承認状況  
承認済み。

### 論点

IASBは、2016年1月、長期間にわたり取り組んできたリース会計プロジェクトを完了し、IFRS第16号「リース」を公表しました。これにより、現行のIAS第17号のガイダンスは置き換えられることとなります。新基準では、とりわけ借手による会計処理に幅広い範囲の変更を要求しています。

### 主な規定

IAS第17号の下で、借手は、ファイナンス・リース(オン・バランスシート)とオペレーティング・リース(オフ・バランスシート)を区別することが要求されていました。IFRS第16号は、借手に、実質的にすべてのリース契約について、将来のリース料総額を反映するリース負債および「使用権資産」を認識することを要求しています。IASBは、特定の短期リースおよび少額資産のリースについて、任意の免除規定を含めました。ただし、この免除規定は、借手のみが適用できるものです。

貸手の会計処理は現行基準とほとんど変わりません。しかし、IASBは、IAS第17号からリースの定義に関するガイダンス(および、契約の結合および分離に関するガイダンス)を更新しているため、貸手も新基準に影響を受けることになります。少なくとも、借手の新たな会計モデルは、貸手と借手の間の交渉に影響を与えると見込まれます。

IFRS第16号の下では、契約が一定期間にわたり対価と交換に特定された資産の使用を支配する権利を移転する場合、その契約はリースであるか、または、リースを含みます。

### 影響

IFRS第16号は、多くの借手の財務諸表に重大な影響を与える可能性があります。

### 財政状態計算書

新基準は、貸借対照表および負債/資本比率などの関連比率の双方に影響を与えます。業種、およびこれまでIAS第17号の下でオペレーティング・リースに分類していたリース契約の数に応じて、この新たなアプローチは、貸借対照表上の負債を著しく増加させる結果となります。

### 包括利益計算書

借手は、リース負債に係る利息費用および使用権資産に係る減価償却費を損益計算書に表示しなければなりません。IAS第17号の下におけるオペレーティング・リースとの比較では、費用が配分される項目が変わるだけでなく、リース期間中の各期間で認識される費用の金額(費用項目の合計額)も変わります。使用権資産の定額の償却とリース負債に適用される実効金利法の組み合わせにより、リース期間の前半の費用計上は現行よりも増加し、リース期間の後半の費用計上は現行よりも減少することになります。

### キャッシュ・フロー計算書

新たなガイダンスは、キャッシュ・フロー計算書にも変化をもたらします。これまでオペレーティング・リースとして分類されていた契約に関連するリース料の支払は、今後、全額を営業活動によるキャッシュ・フローとして表示することはなくなるためです。リース料の支払のうちリース負債に係る利息



を反映する部分のみ、営業活動によるキャッシュ・フローとして表示される場合があります(企業が利息の支払いを営業活動によるキャッシュ・フローとして表示する方針である場合)。現金支払のうちリース負債の元本部分は、財務活動に分類されます。リース負債の測定に含まれない、短期リースの支払、少額資産のリースの支払および変動リース料の支払は、営業活動に表示されます。

### 経過措置

IFRS第16号は、2019年1月1日以後開始する事業年度より適用されます。早期適用も認められますが、これはIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を適用している場合に限られます。移行を容易にするために、企業は、完全遡及適用ではなく、使用権資産およびリース負債の測定に関連する特定の救済措置を含む「簡素化されたアプローチ」を選択することができます。また、この「簡素化されたアプローチ」は、比較数値の修正再表示を要求していません。さらに、実務上の便法として、企業は、適用開始日時点で契約がリースかどうか、また、リースを含むかどうかの再評価を要求されません(すなわち、適用開始日時点の契約は再評価の「適用除外 (grandfathered)」となります)。

### 考察

#### 今すぐ準備を始めましょう

企業は、すべてのリース契約を識別し、使用権資産およびリース負債の測定値の算定に必要な情報を入手し、また新たな開示を作成するための、システムおよびプロセスの構築を確実にしておくなければなりません。

## 保険契約

### IFRS第17号

#### 発効日

2021年1月1日以後開始する事業年度に適用。  
早期適用は認められる(ただしIFRS第15号およびIFRS第9号が適用されていることが条件)。

#### EUの承認状況

本資料公表時点では未承認。

#### 論点

国際会計基準審議会 (IASB) は、2017年5月18日、長い間取り組んできた保険契約に関する会計基準の開発プロジェクトを完了し、国際財務報告基準 (IFRS) 第17号「保険契約」を公表しました。IFRS第17号は、現在多様な実務慣行を許容しているIFRS第4号を置き換えるものです。IFRS第17号は、保険契約および裁量権のある有配当性を有する投資契約を発行するすべての企業の会計処理を、根本的に変えることになります。

IFRS第17号は、2021年1月1日以後開始する事業年度に適用され、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」およびIFRS第9号「金融商品」を適用する場合には、早期適用が認められます。

#### 主な規定

##### 範囲

IFRS第17号は、発行済みの保険契約、すべての再保険契約、および企業が保険契約も発行している場合の裁量権のある有配当性を有する投資契約に適用されます。企業は、その主たる目的がサービスの提供である固定料金のサービス契約について、IFRS第17号かIFRS第15号のいずれかに従って契約を会計処理する会計方針の選択ができます。IFRS第4号の下での位置づけと同様、金融保証契約については、企業が過去において保険契約とみなすことを明確に宣言している場合には、IFRS第17号の範囲に含めることが認められます。企業が保険契約者である保険契約(再保険

を除く)は、IFRS第17号の範囲に含まれません。

組込デリバティブおよび区別できる投資構成要素およびサービス構成要素は「分離」され、関連する会計基準に従って区分して会計処理されなければなりません。その他の要素を任意に分離することは禁止されています。IFRS第16号の下では、契約が一定期間にわたり対価と交換に特定された資産の使用を支配する権利を移転する場合、その契約はリースであるか、または、リースを含みます。

##### 測定モデル

IFRS第17号は、現在測定モデルを適用して各報告期間に見積りを再測定することを要求しています。この測定は、確率加重された割引後キャッシュ・フロー、リスク調整および契約の未稼得利益を表す契約上のサービス・マージン(「CSM」)から構成されるビルディング・ブロックに基づいて行われます。簡素化された保険料配分アプローチは、一般的なモデルと著しく乖離しない測定値を提供する場合またはカバー期間が1年以下である場合に、残存カバーに係る負債に対してその適用が認められます。しかし、発生保険金については、リスク調整後の確率加重された割引後キャッシュ・フローから構成されるビルディング・ブロックに基づいて測定する必要があります。

表示および測定について、企業は、当初認識時にポートフォリオ(すなわち、類似のリスクに晒され、単一のプールとして一緒に管理される契約)を、不利な契約、不利な契約となる重要なリスクのない契約、残りの契約の3つのグループに分解する

ことが要求されます。発行時期の差が1年を超える契約は、同じグループに分類することはできません。

将来のサービスに関連するキャッシュ・フローの変動は、CSMに対して認識しなければなりません。CSMはマイナスになることはなく、そのためCSMの残高を上回る将来キャッシュ・アウトフローの変動については純損益で認識します。金利は、契約の当初認識時に固定したレートでCSMを増加させます。提供したサービスを反映させるため、時間の経過に基づいてCSMを各期の純損益に振り替えます。

IFRS第17号の下で、企業は、割引率の変化および財務リスクに関連するその他の仮定の変化の影響を、純損益またはその他の包括利益(OCI)に認識するという会計方針の選択を有しています。保険負債についてのOCIの選択は、IFRS第9号に基づき金融資産を償却原価またはOCIを通じて公正価値で測定する保険者において、純損益の一部のボラティリティ(変動性)を低下させます。

変動手数料アプローチは、保険契約者に対する支払いと基礎となる項目に係る収益の関係が特定されている「有配当(participating)」契約、「配当付き(with profits)」契約および「ユニットリンク」契約などの一部契約について要求されます。そのような契約のCSMの金利は、変動手数料の変動についてCSMを調整することにより、非明示的に計上されます。変動手数料は、基礎となる項目の公正価値に対する企業の持分であり、保険契約者への支払額(これは基礎となる項目の収益によって変化しない)を控除した金額として表わされます。また、CSMは、貨幣の時間価値および(オプションや保証など基礎となる項目から生じない)財務リスクの変動の影響についても調整されます。

収益の表示に関するIFRS第17号の要求事項は、他の業種における表示と整合しています。収益は、保険者がその期間に提供するカバーおよび他のサービスの価値の見積りに応じて比例的に各期間に配分され、保険金は、発生時に表示されます。投資構成要素(すなわち、保険事故が発生しない場合でも保険契約者に返済される金額)は、収益および保険金から除外されます。

保険者は、保険契約から生じる金額、判断および

リスクに関する情報を開示することが求められます。この開示要求は、現在のIFRS第4号の下での要求よりも詳細なものとなっています。

IFRS第17号への移行において、企業は、実務上不可能でない限り、保険契約のグループにIFRS第17号を遡及的に適用します。遡及適用が実務上不可能な場合、企業は、修正遡及アプローチか公正価値アプローチかのいずれかを選択して適用することが認められています。修正遡及アプローチを適用する場合、企業は、合理的で裏付け可能な情報を使用し、認められている簡素化方法のリストから方法を選択して、遡及適用に最も近似する結果を得ます。これに代えて、移行時のCSMを移行時の公正価値に基づく方法によることもできます。実務上、異なる移行アプローチの使用は、移行時に有効な契約についての将来の期間に認識する利益について、大幅に異なる結果をもたらす可能性があります。

### 影響および考察

IFRS第17号は、金融、保険数理、およびシステム開発の分野(例えば、商品の設計・販売、インセンティブの変更およびより広範な報酬方針の開発、ならびに、事業計画に織り込まれる予算策定および予測の方法の再設計)に留まらない広範囲にわたり事業上の影響を与えます。移行時および将来の両方において、税金の納付および配当にも影響を与える可能性があります。

IFRS第17号の適用には、3年以上の準備時間が必要になる可能性があります。適用ロードマップを開発するためのギャップ分析や影響の評価を行うことにより、企業は、詳細な導入プロジェクトを開始できるでしょう。データの収集、保存、分析方法に抜本的な変更が要求され、そして、将来に向けての分析から遡及的な分析へと重点が移行し、より粒度の細かい水準の測定や追加的な開示が行われることとなります。発効日に先立ち、保険者は、投資家やアナリストを対象にした「IFRS第17号についての説明」、保険契約の新時代に適用する主要な指標について慎重に検討する必要があります。

# 年次改善 2014 年-2016 年サイクル

## 発効日

以下の表の発効日欄を参照。

## EU の承認状況

承認済み。

基準書	修正内容	発効日
IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」の修正	本修正は、IFRS 第 7 号、IAS 第 19 号および IFRS 第 10 号の経過措置にかかる短期的な免除を削除しました。こうした経過措置は適用可能な報告期間が過ぎており、もはや適用可能ではありませんでした。	2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度。
IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」	IAS 第 28 号は、ベンチャー・キャピタル企業、ミューチュアル・ファンド、ユニット・トラストおよび類似の企業に対し、関連会社または共同支配企業に対する投資を、純損益を通じて公正価値で測定 (FVTPL) する選択を認めています。IASB は、当初認識時に関連会社または共同支配企業のそれぞれについてこの選択を個別に行わなければならないことを明確化しました。	2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度。 遡及的に適用しなければならない。

# 年次改善 2015 年-2017 年サイクル

## 発効日

2019年1月1日以後開始する事業年度に適用。

## EU の承認状況

本資料公表時点では未承認。

基準書	修正内容	発効日
IFRS 第 3 号「企業結合」	本修正は、共同支配事業である事業の支配の獲得が、段階的に達成される企業結合であることを明確化しました。取得企業は、従来保有していた共同支配事業の持分を取得日公正価値で再測定しなければなりません。	2019年1月1日以後開始する事業年度。 早期適用は認められる。
IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」	本修正は、企業が、共同支配事業である事業の共同支配を獲得した場合、従来保有していた持分を再測定してはならないことを明確化しました。	2019年1月1日以後開始する事業年度。 早期適用は認められる。
IAS 第 12 号「法人所得税」	本修正は、資本に分類される金融商品に係る配当の法人所得税への影響を、分配可能利益を生み出した過去の取引または事象を認識した場所で認識しなければならないことを明確化しました。これらの要求事項は、配当の法人所得税への影響すべてに適用されます。  これまででは、配当の法人所得税への影響を純損益に認識すべきか資本に認識すべきかが不明確であり、また、現行のガイダンスの範囲が曖昧でした。	2019年1月1日以後開始する事業年度。 早期適用は認められる。
IAS 第 23 号「借入コスト」	本修正は、個別の借入について、関連する適格資産が意図した使用または販売の準備が完了した後に残高がある場合には、当該借入残高を企業が一般目的で借り入れている資金の一部として扱うことを明確化しました。	2019年1月1日以後開始する事業年度の期首以後に発生する借入コストに対して遡及的に適用。 早期適用は認められる。

# IFRIC 第22号

## 外貨建取引と前払・前受対価

### 発効日

2018年1月1日以後開始する事業年度に適用。  
早期適用は認められる。

### EUの承認状況

本資料公表時点では未承認。

### 論点

IFRIC解釈指針第22号「外貨建取引と前払・前受対価」(IFRIC第22号)は、外貨建取引に関する基準である国際会計基準(IAS)第21号の適用に際して、取引日をどのように決定すべきかを取り扱っています。本解釈指針は、企業が外貨建の契約について対価の前払または前受を行う場合に適用されるものです。

関連する資産、費用または収益の当初認識に用いるべき外国為替レートは、取引日より決定されます。本解釈指針の論点は、IAS第21号が企業に対して外国為替レートの決定を要求している「取引日」が、取引がIFRSに従って初めて認識の要件を満たす日と定義されていることから生じています。論点とされたのは、取引日とは資産、費用または収益が当初認識された日なのか、それともその前の対価の前払または前受が行われた日(前払金または繰延収益が認識された日)なのか、という点です。

本解釈指針の提供するガイダンスには、単一の前払または前受が行われる場合に加えて、複数回の支払または受領が行われる場合も含まれています。また、このガイダンスは実務上の多様性を低減することを目的としています。

### 主な規定

#### 単一の前払または前受

本解釈指針は、関連する資産、費用または収益の当初認識に用いる外国為替レート決定の目的上、取引日とは、前払・前受対価から発生する非貨幣性の資産または負債を企業が初めて認識する日でなければならないと述べています。

### 設例—単一の前受

サプライヤー企業が20X1年1月1日に顧客と契約を締結し、同日に対価CU50(外貨)を全額前受する。20X1年3月31日に商品を引き渡し、収益が認識される。

本解釈指針は以下を要求している。

- サプライヤー企業は、20X1年1月1日にCU50を当該時点の外国為替レートで換算し、非貨幣性の契約負債を認識する。
- サプライヤー企業は、20X1年3月31日(すなわち、商品が顧客に移転する日)に収益を認識する。サプライヤー企業は非貨幣性の契約負債の認識を中止する。収益は、CU50を取引日である20X1年1月1日の外国為替レートをを用いて換算し、機能通貨で認識する。この場合、収益の金額は、認識が中止された非貨幣性の契約負債の金額と同じである。

### 複数回の受領または支払

本解釈指針は、関連する資産、費用または収益の認識に先立ち複数回の支払または受領が発生する場合、企業は各支払または受領について取引日を決定しなければならないと述べています。

本解釈指針に付随する設例は、複数回の受領または支払に関し、以下の場合についてのガイダンスを提供しています。

- 収益が一時点で認識される場合
- サービスが一定の期間にわたって購入される場合
- 収益が複数の時点で認識される場合



### 設例—複数回の受領を伴う、一時点で認識される収益

サプライヤー企業が20X1年1月1日に顧客に商品を引き渡す契約を締結し、合計対価CU50(外貨)のうち、同日に対価CU20(外貨)を前受する。20X1年3月31日に商品を引き渡し、収益が認識される。CU30(外貨)は20X1年4月1日に受領し、購入対価の決済は完了となる。

本解釈指針は以下を要求している。

- サプライヤー企業は、20X1年1月1日にCU20を当該時点の外国為替レートで換算し、非貨幣性の契約負債を認識する。
- サプライヤー企業は、20X1年3月31日(すなわち、商品が顧客に移転する日)に収益を認識する。
- 20X1年3月31日、サプライヤー企業は、
  - 非貨幣性の契約負債CU20の認識を中止し、収益CU20を同じ外国為替レート(すなわち、20X1年1月1日の外国為替レート)で換算し、認識する。
  - 残りのCU30に関する収益および営業債権を20X1年3月31日の外国為替レートで換算し、認識する。
- CU30の営業債権は貨幣性項目であるため、当該債権の決済が行われるまで決算日レートで換算替えしなければならない。

### 影響

本解釈指針は、対価が前払または前受される外貨建取引を行う全ての企業に影響を与えることとなります。多額の前払を伴う、国境を超える／外貨建の長期契約を締結する企業が、最も重大な影響を受けると見込まれています。このような契約は、建設業界においてよく見られるもので、サプライヤーとその顧客(例、海運会社や航空会社など)の両方に影響を及ぼすことになるでしょう。

### 発効日および経過措置

本修正は2018年1月1日以後に開始する事業年度から適用されます。早期適用は認められません。企業は、本解釈指針の適用について、以下の方法を選択することが可能です。

- 表示される各期間に対して遡及的に適用する。
- 本解釈指針の範囲に含まれる資産、費用または収益で、本解釈指針が初めて適用される報告期間の期首以降に当初認識されたものに対して、将来に向かって適用する。
- 比較情報として表示される過去の報告期間の期首以降に当初認識されたものに対して、将来に向かって適用する。

# IFRIC 第23号

## 法人所得税務処理に関する不確実性

### 発効日

2019年1月1日以後開始する事業年度に適用。  
早期適用は認められる。

### EUの承認状況

本資料公表時点では未承認。

### 論点

本解釈指針は、2017年6月7日、法人所得税務処理に不確実性がある場合に国際会計基準(IAS)第12号「法人所得税」の認識および測定の実務事項をどのように適用するかについて明確化しています。

### 影響

#### いつ解釈指針を適用するか

解釈指針委員会は、これまで、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」ではなくIAS第12号が、不確実な法人所得税務処理の会計処理に適用されることを明確にしてきました。IFRIC第23号は、税務処理に不確実性がある状況の繰延および当期税金資産・税金負債の認識および測定方法を説明しています。

不確実な税務処理とは、税務当局がその税務処理を認めるか否かに関して不確実性がある状況において、企業が適用している税務処理のことで、例えば、特定費用の控除を申告する、または特定項目の所得を税務申告書に含めないという企業の決定は、税務当局が税法に基づいてその決定を認める可能性が不確実な場合、不確実な税務処理となります。IFRIC第23号は、課税所得、資産および負債の税務基準額、税務上の欠損金や税額控除および税率などの処理に不確実性がある状況における、法人所得税のすべての会計処理に適用されます。

#### 何が会計単位か

どちらのアプローチが不確実性の解消についてより適切な予測を提供するかに基づいて、不確実な税務処理はそれぞれ別個に考慮される、またはグループとして一緒に考慮されます。企業が

この決定を行うために考慮する要素には、以下が含まれます。

1. 企業が税務処理を作成し証拠付ける方
2. 税務当局が調査の間に採用すると企業が見込んでいるアプローチ

#### 企業は税務当局による税務処理の調査に関して何を仮定しなければならないか

企業は、税務調査を行う権限および税務処理に異議を唱える権限を有する税務当局は、それらの税務処理を調査し、すべての関連する情報についての十分な知識を有しているであろうと仮定することを要求されています。発見リスクは、不確実な税務処理の認識および測定において考慮されません。

#### 企業は不確実な税務処理をいつ会計処理しなければならないか

税務申告書において行ったかまたは行うことが見込まれる不確実な税務処理を税務当局が認める可能性が高いと企業が結論を下す場合には、企業は、法人所得税の会計処理とその税務処理とを統合的に決定しなければなりません。税務当局が不確実な税務処理を認める可能性は高くないと企業が結論を下す場合には、その決定が行われた期間の法人所得税務処理において、不確実性の影響を(例えば、追加の税負債を認識するか、またはより高い税率を適用するかによって)反映させなければなりません。

#### 認識した不確実性の影響とは

企業は、不確実性の解消についてより適切な予測を提供する方法を用いて不確実性の影響を測定しなければなりません(すなわち企業は、不確

実性を測定する場合に、最も可能性の高い金額または期待値のいずれかの方法を用いなければなりません。

最も可能性の高い金額を用いる方法は、起こり得る結果が二者択一かまたは1つの価値に集中している場合に適切でしょう。期待値による方法は、二者択一でもなく1つの価値に集中していてもいなく一定範囲の考え得る結果が生じる場合に適切でしょう。一部の不確実性は、当期税金と繰延税金の双方に影響を与えます(例えば、費用を控除できる年度の不確実性)。IFRIC第23号は、当期税金および繰延税金に首尾一貫した判断と見積りを行うことを要求しています。

### 状況の変化が生じた場合

不確実な税務処理の影響を認識・測定するために行なった判断と見積りは、状況が変化した場合には常に、あるいはそれらの判断に影響を与える新たな情報がある場合に見直されます。新たな情報には、税務当局による措置、税務当局が類似の項目に関連して特定の立場をとっていることを示す証拠、または特定の税務処理を調査する税務当局の権利の失効などが含まれます。IFRIC第23号は、具体的に、税務当局からの見解がないことは、それ単独では、状況の変化または見積りの変更をもたらす新たな情報でない可能性があるとしています。

### 開示について

IFRIC第23号において新たな開示要求は示されていません。しかし、当解釈指針は、IAS第1号「財務諸表の表示」に従い、不確実な税務処理の決定で行った判断および見積りを開示する必要があることを企業に再認識させています。

### 発効日および経過措置

IFRIC第23号は、2019年1月1日以後に開始する事業年度より適用されます。早期適用は容認されています。企業は、当解釈指針の適用開始時に、以下のいずれかの適用を選択することができます。

1. 事後的判断を使用せずに行うことができる場合、IAS第8号を遡及適用する
2. 本解釈指針の適用開始の累積的影響を、利益剰余金期首残高(または資本の他の適切な内訳項目)への調整として、適用開始日に遡及的に認識する

## 考察

IFRIC第23号は、税務上の不確実性の会計上の影響を考慮、認識、測定するための枠組みを提供するものです。当解釈指針は、今までIAS第12号が扱っていなかったいくつかの領域について特定のガイダンスを提供しています。例えば当解釈指針は、会計単位をどのように決定するかおよびその会計単位に適用すべき認識および測定ガイダンスを規定しています。IAS第12号は特定のガイダンスを示していないため、現在、企業は、会計単位を決定し税務上の不確実性の結果を測定するためにそれぞれ異なるモデルを使用している可能性があります。また当解釈指針は、税務上の不確実性の会計処理を見直す時期について説明しており、税務当局からの見解が示されていないことが、それ単独では、見直しを行うきっかけになるようなものではないと具体的に記載しています。

IAS第12号に特定の税務上の不確実性を会計処理するガイダンスがない状態であったことを考慮すると、多くの企業は、新たな解釈指針に基づいて会計モデルを修正することになるでしょう。これらのモデルは、一部の状況ではIFRIC第23号と整合しない場合があり、また税務会計に与える影響が重大になる可能性があります。経営者は、現行のモデルを当解釈指針の特定のガイダンスに照らして評価し、法人所得税に与える影響を検討しなければなりません。

© 2018 PwC. All rights reserved.  
PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.  
This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.